

令和7年度憲法週間行事

法曹三者座談会



令和7年5月に、裁判官、検察官及び弁護士による法曹三者座談会を岐阜地方裁判所内で開催しました。仕事内容や仕事の魅力、お互いの仕事に対するイメージや裁判員裁判についてなど様々な質問に対して、ざっくばらんにお話ししていただきました。その様子を御紹介します！



岐阜地方裁判所

司会はさいたんです！



法曹三者の皆さまの自己紹介をお願いします。

神谷弁護士

弁護士の神谷です。岐阜市出身です。法曹を志した理由は、お金や権力がなくても法律があれば公平な社会になる、困っている人を助けられるからです。弁護士を目指したのは、ある団体に所属した経験から、20代半ばに、これまでは自分が法律に助けってもらう側でしたが、法律の力が色々と役に立つと思い、助ける側になりたいと思ったからです。また、司法修習中に指導担当の弁護士の弁護活動に感銘を受けたからです。

尾上検察官

検察官の尾上です。令和6年4月から岐阜地方検察庁で働いています。法曹を志した理由は、中学生の頃に将来の進路を考えるに当たって、世の中の仕組みを作っているのが法律なので、仕組みについて勉強すれば色々分かることがあるのではないかと考えたからです。検察官を目指したのは、司法修習生のときに、検察修習で実際の事件の証拠等を精査し、被疑者が起こしたことに對して、責任をきちんと取ってもらうという職務にやりがいと面白さを感じたからです。

津田裁判官

裁判官の津田です。名古屋市出身です。法曹を志した理由は、前職で自己研鑽のために司法試験の勉強をしていたときに、より専門的に法律を学んでみたいと思ったからです。また、世の中の仕組みに関心があり、専門的な法律について突き詰めたいと思ったからです。法曹はどこにいても必要な仕事であり、どこにいてもできる仕事であることに魅力を感じたことも理由の一つです。裁判官を目指したのは、中立的な立場から判断できるのは裁判官にしかない魅力であると感じたからです。





みなさんの仕事の内容、魅力や大変なことについて教えてください。

神谷弁護士

仕事の内容は多種多様ですが、現在扱っている仕事で一番多いのは民事事件です。訴訟案件はもちろん、交渉案件、調停、契約書のチェックなど、幅広く取り扱っています。家庭裁判所の事件だと、離婚関係や、遺言、遺産分割関係などを常に一定数取り扱っています。また、刑事事件は、他の事件と比べると割合は少ないですが、一定数あります。

仕事の魅力は、裁判官や検察官と比べて自分のやりたい仕事ができることです。また、依頼者の方と深いところまで詰めて事件等を担当できるところにやりがいを感じています。なるべく両者にとって良い結果となるような解決を目指しています。一から事情を聴き取って検討し、事件を組み立てていくことはやりがいでもあり、また大変さでもあると感じています。

尾上検察官

検察官の仕事の内容としては、基本的には捜査と公判に大きく分かります。捜査では、警察から送致された記録や証拠を精査して、立証に足りない証拠があれば、検察官自ら話を聞いたり、実際に証拠物を見たりするなどして記録を精査の上、最終的に犯人性や罪として成立するのかについて判断することとなります。起訴するかどうかは検察官に与えられた権限であり、起訴した以上は捜査段階で収集した証拠に基づき、立証活動をしていくことが検察官の仕事であると思っています。

仕事の魅力は、事件の証拠関係について、実際に自分の目で見るができることや、事実関係について自ら集めることができるところに面白さがあると思います。適切な判断をするにあたり、足りないところは自ら精査するところに大変さと面白さがあると思います。

津田裁判官

仕事内容としては民事と刑事の裁判を、法廷で審理をするというのが一般的にイメージされるものだと思いますが、実は、法廷にいる時間は一日のうちわずかで、大半の時間は裁判官室で記録を読んでいます。民事事件については、原告、被告双方から提出された書面を読み、証拠と照らし合わせてどちらの言い分が事実として認定できるか、日々考えています。刑事事件は公判を中心に心証を取っているため、刑事事件の方が民事事件に比べて法廷にいる時間は長いです。

仕事の魅力は、難しい事件について自分で判断できることです。これは魅力でもあり大変な部分であると思います。



お互いの仕事に対するイメージを教えてください。

神谷弁護士

〈検察官のイメージ〉

タフな仕事だなというのが最初のイメージです。捜査記録を検討しつつ、任意に供述をしてもらう相当タフな戦いであると司法修習生のときに感じました。限られた時間の中で起訴、不起訴を判断し、公判では立証責任を負っているの、責任の下に公益の代表者として活動しているのは本当にタフであると思います。

〈裁判官のイメージ〉

最後に判断しなくてはならないという非常に重い責任があると思います。最終判断をしなければならない責任の重さに耐えて仕事をしているところは本当に敬意を表するところです。

尾上検察官

〈弁護士のイメージ〉

多種多様な仕事をされているので、多忙を極めることや、自分で仕事を取ってくるという難しさがあるのではないかというイメージでいます。

〈裁判官のイメージ〉

最終的な判断をすることに責任の重さがあるところが大変な仕事であると思います。受け持った事件について、一人で記録と向き合いながら戦っているようなイメージが修習生のときにはありました。

津田裁判官

〈検察官のイメージ〉

身柄の事件など、決められた時間の中で判断をしなければならないことは非常に大変であると思います。弁護士の仕事にも共通しますが、裁判員裁判などの公判活動について、人に納得してもらう仕事をしているところは大変だろうなと思います。

〈弁護士のイメージ〉

裁判官や検察官とは異なり、民間の立場で仕事をされており、公権力的なものがない中で、依頼者等の話を聞いていくのが大変であると思います。民間の立場でありつつ、公益的な仕事をしているところにやりがいや難しさがあるのだろうなと思っています。



次は、裁判員裁判についてお聞きします！
裁判員制度開始から15年以上が経過しましたが、
刑事裁判はどのように変わったと感じますか。



神谷弁護士

裁判官、検察官、弁護士それぞれの立場が明確になったと思います。例えば、裁判官は、弁護人の主張も検察官の主張と同じような重さで対応される方が多くなったと感じるため、そこが一番変化を感じたところです。また、法曹三者はより適正的確な法廷を実現しようと努力し、その成果が裁判員裁判だけでなく、普通の裁判にも表れていると思われます。その象徴的なものが、公判中心主義であることを誰もが注視することになったところです。法廷で見て聞いて分かる裁判を実現していこうということが明らかに変わったと感じています。



裁判員が果たす役割の重要性について
どのようにお考えですか。

津田裁判官

裁判員裁判では法律解釈は裁判官が行い、事実認定は裁判官と裁判員が同じ立場で行うという役割分担で行っています。裁判員の方は、裁判官と異なり、普段事実認定することを仕事としていない人がそれを行うということで、まっさらな状態、ゼロベースで考えるというところに意義があると考えます。裁判官も裁判員と同じ立場であるため、裁判官も意見を発するときには、裁判員と同じゼロベースで検討し、ゼロベースから積み上げた意見を言わなければ裁判員の方に納得してもらうことができません。裁判員の方のまっさらな視点を入れていただくところに、裁判官も日々の業務で慣れた作業になりがちな事実認定について、裁判員の方に、相乗的な効果や役割を果たしていただいていると思います。

裁判員を経験された方はどのような感想を
言われることが多いですか。



津田裁判官

裁判員に選ばれるまではやりたくないと思っていたが、実際に裁判員をやってみると、裁判へのイメージが変わって良い経験になったと言っただけのことが非常に多いです。裁判に関わることがない方が多い中、裁判が社会の重要な一部であることは裁判員に理解していただけています。



法律の知識のない裁判員にとって、分かりやすい裁判
にするためにどのような工夫をされていますか。

尾上検察官

裁判員裁判になると、検察官の考えをきちんと裁判員に理解していただくことが第一です。特に冒頭陳述では事件のあらましについて説明する際に、事件の起こった経緯や状況を、耳で聞いて分かりやすいというだけではでなく、視覚的にも事実関係を整理した形で裁判員に見ていただき、頭の中にすぐに流れが入ってくるように工夫することを意識しています。例えば、登場人物が多数出てくるような事案の場合は、冒頭陳述のときに、年齢や関係が分かる図を用いて登場人物の整理をしています。また、事実関係や流れについても、時系列に沿ってポイントとなる点は字体や色を変えて強調し、視覚的、聴覚的に分かりやすくすることを意識しています。他にも、普段裁判に携わらない裁判員にも伝わるように、法律的な専門用語を平易な日本語に噛み砕いて説明するようにしています。



冒頭陳述等のリハーサルはしていますか・・・

尾上検察官

書類を作った人だけの意見だと、自分にとっては分かりやすいと思っ
ても、他の人の視点から見たときに違う場合があります。そのため、公判当日を迎えるにあたって、様々な意見を踏まえて最終的な構成をするように心がけていま
す。

神谷弁護士

裁判員に事実認定者としての役割を担ってもらうために、どのように裁判員に
的確な心証形成をしてもらうかが重要であると考えます。裁判員が的確に心証形
成ができる公判活動であると、当然裁判官にも届くと考えられます。そのために
は、見て聞いて分かるようにする必要がありますが、法廷では基本的に言語のや
り取りとなるので、まずは話したことがきちんと伝わるのが大切だと思いま
す。難しい法律用語は使わないことは当然の事だと思いますが、長々と複文で話
さないことや、順序立てて話すこと、また、書面を見て話すのではなく、語ると
いう普段の生活で当たり前に行っていることを法廷でも当たり前に行えるように常
に意識しています。

冒頭陳述、主尋問などは、全てリハーサルを行っており、それが不可欠です。
色々なやり方があると思いますが、事務員を相手に行ったりしています。裁判員
裁判は、最初から最後まで法廷の中で理解してもらわないといけません。公訴事
実に対する意見から始まり、冒頭陳述で弁護人側が立証したい事実を確実に伝
え、公判の尋問や証拠で的確に立証した上で、弁論で解説するという一連のプロ

セスは全てが繋がっているため、それらを完成させてリハーサルをしています。裁判員からどのように見えているか確認し、イメージするようにしています。

津田裁判官

法律解釈は裁判官が、事実認定は裁判員の方にも行っていただくという役割分担があります。法的な部分については、裁判官が裁判員に対しての説明責任を負っていると捉えています。難解な法律用語を使ってはいけなは当たり前ですが、とはいえ言葉を噛み砕くと意味が曖昧になってしまうことがあります。法的な知識については、自分の理解が足りないと人に説明することができないので、刑法や刑事訴訟法などについて、自分がしっかり理解するという日々の努力が、結果的に分かりやすい裁判員への説明に繋がっていると思います。公判前整理の中で、難しい法律概念を裁判員に説明するという局面があり得ると判断した場合には、検察官や弁護士とも、裁判体として説明することを共有した上で、他の言い方のほうが分かりやすいのではないかななどの御意見をいただくといった工夫をしています。

神谷弁護士

法律用語、法律概念を噛み砕くと曖昧さがでてくるのはそのとおりです。法曹三者の悩みであり、三者の認識が若干異なることもあるため、公判前に裁判官、検察官、弁護士で詰めることもあります。三者とも同じ言葉を使うようにすると、共通理解に繋がりますので、同じ法律概念についても、多少曖昧さがあつたとしても、三者が同じ言葉を使って同じように説明する必要があると思います。裁判官が最後の説明責任を負っているのはそのとおりですが、法曹三者が同じ言葉を使い、同じ理解で立証しなければ、ずれが生じると思います。このことは、裁判員裁判が進んでいく中でも議論してきたテーマの一つかなと思います。一人できるものではなく、法曹三者の協力が必要です。





最後に、今後裁判員になられる方への
メッセージをお聞かせください！

津田裁判官

裁判員になると、仕事、介護、育児等ある程度の制約がある中で裁判員裁判に参加していただいておりますが、多くの裁判員の方は、やって良かったという感想を持って裁判員を勤め上げていただいております。仕事等を整理して裁判員ができるようであれば、良い経験になると思いますので、ぜひ積極的に参加していただきたいです。

尾上検察官

裁判を普段経験していないからよく分からないという方や、裁判に参加したくないという方もいると思いますが、そのような方だからこそ、裁判員として裁判に参加する意義があるのかなと思います。また、法曹ではない様々な経験知識がある方々が参加するからこそ裁判員裁判の意義があるので、積極的に参加していただきたいです。

神谷弁護士

裁判官はプロフェッショナルで正しく証拠を評価する訓練を受けていますが、15年間裁判員裁判を見ていて、市民の方に参加していただいたからこそより適切な事実認定や量刑判断が行われていったのではないかと思います。多種多様な人が集まれば、同じものでも違って見え、気が付かないところにも気が付きます。裁判員は法廷で正義を実現するために必要不可欠であると思います。ぜひ法廷で正義を実現するために力を貸していただきたいです。

法曹三者のみなさまから貴重なお話を聞くことができました。
法曹三者や裁判員裁判について興味をもっていただけると幸いです。

